

# スポーツ・運動指導者に 対するニーズ調査

【概要版】

平成22年3月

財団法人 健康・体力づくり事業財団



スポーツ振興くじ助成事業



## I 調査概要

### 1 調査目的

これまでにない高齢社会の到来と都市化の進展に伴い、健康・体力づくりの重要性が高まっています。健康・体力づくりを維持・改善させる方法の一つにスポーツ・運動が挙げられますが、闇雲に実践しても良いというわけではありません。個人個人の身体状況を適切に把握し、その人に応じたスポーツ・運動プログラムを立て、そしてそれに則った指導を行う必要があります。

これら一連の業務を担えるのが健康運動指導士（以下「指導士」という。）、あるいは、健康運動実践指導者（以下「実践指導者」という。）です。健康・体力づくりの必要性の高まりとともに今後指導士や実践指導者の役割はますます重要になることが予測されます。

しかしながら、指導士や実践指導者の養成が積極的に行われているにもかかわらず、現状は有効に活用されているとはいえません。その理由として、①認知度が低い、②雇用側が価値を認識していない、③処遇が低く職業として自立が困難である、④さまざまな資格が乱立しており、採用・雇用サイドの混乱を招いているといったことなどが考えられています。

今回の調査では、このような実態を把握するため、指導士や実践指導者の雇用状況とともに雇用する側のニーズを明らかにすることとしました。また、これらの実態を広く知らせていくことにより、指導士や実践指導者の活躍の場を広げ、社会的地位向上を図る方策を考えていくための基礎資料の一つとして役立つことを願って実施しました。

### 2 調査対象

スポーツ・運動に関連した業務・サービス等を実施しているか、もしくはその可能性のある12業種およびその他（12業種以外）の業種の企業体

3, 100企業体を当財団にて、昨年実施した「健康運動指導士・健康運動実践指導者従事状況調査」による情報を踏まえ抽出

### 3 調査方法

調査票（質問紙）を用いた郵送法（往復）

### 4 調査期間

平成21年11月9日～12月7日

### 5 回収数

単純回収数は、651（単純回収率：21.0%）

有効回収数は、644（有効回収率：20.8%）

## 【調査結果の概要】

### 雇用の状況

全回収数644（100%）に対し「雇用している」と回答いただいたのは336（52.2%）施設で、そのうち、指導士の雇用は298（88.7%）、実践指導者の雇用は215（64.0%）であり、指導士の方が実践指導者よりも高い結果となりました。

業種別にみても、指導士についてはスポーツ関連施設および医療・福祉施設等における雇用の割合は高いものの、健康保険組合での割合は半数程度に留まりました。実践指導者においては、スポーツ関連施設での雇用は高いものの、医療・福祉施設での割合は半数程度、健康保険組合での割合は極めて低い結果となりました。

### スポーツ・運動指導者を雇う条件

スポーツ・運動指導者を雇う条件（自由記述）の回答からは、スポーツ関連施設では、「顧客（利用者あるいは会員など）の増加」を条件としている場合が最も多く、行政機関、高齢者福祉施設、健康・医療・スポーツ関連団体では、「指導能力」や「地域貢献」を条件としている場合が高い結果が得られました。一方、健康保険組合では、ほぼ半数が「未雇用」という回答であり、今後雇用確保のための方策が必要であると考えられました。また、「特定保健指導に貢献できる」という条件で雇用するという回答も得られました。

### 職場で求められている能力

指導士あるいは実践指導者が職場でいかなる力を期待されていると考えているか（欲しているか）、また、雇用側がいかなる能力を求めているか、という点については、双方の思惑が多少異なっていました。

指導士や実践指導者は、運動指導能力や運動プログラム作成能力などといった実践（運動指導）を期待されている割合が高い傾向がみられました。しかしながら、雇用側は、指導士に対しては、実践のみならず事業企画や経営能力といったビジネスに繋がる能力が、実践指導者に対しても、「民間のフィットネスクラブ」や「公共のスポーツ施設」を除き、実践を重視しつつ事業企画にも能力を発揮してもらいたいという期待もあることが明らかとなりました。

### スポーツ・運動指導者の雇用や社会的意義

また、本調査では「スポーツ・運動指導者の雇用や社会的意義」に関して、さまざまなご意見を頂戴いたしました。

全体を通して、指導士、実践指導者の国家資格としての認定、および社会的地位向上をねらいとした対策を講じていくことで活用を見出せる、というご意見が多く寄せられました。その一方で、特定保健指導への活用に躊躇している、医療費の削減に繋がるための位置づけとしてはっきりしない、さらには、認定そのものに甘さがあるのでは、といった厳しいご意見もいただきました。

## II 調査結果

### 1 スポーツ・運動指導者の雇用状況

表1は、スポーツ・運動指導者の雇用状況を示したものです。全回収数644（100%）に対し「雇用している」と回答いただいたのは336（52.2%）組織でした。そのうち、指導士の雇用は298（88.7%）、実践指導者の雇用は215（64.0%）であり、指導士の方が実践指導者よりも高い結果となりました。

これを業種別にみると、指導士については「健康保険組合」を除く各業種で80～100%の高い割合を示しましたが、「健康保険組合」ではほぼ半数（55.0%）に留まりました。同様に、実践指導者については、業種ごとにばらつきがみられました。雇用の割合が高い業種には、「民間のフィットネスクラブ」（85.7%）、「学校・教育機関」（72.7%）、「健康・医療・スポーツ関連企業」（72.2%）が、ほぼ半数の業種には、「健康・医療・スポーツ関連団体」（57.7%）、「病院・診療所」（52.5%）、「健康行政機関」および「高齢者介護・保健福祉施設等」（40.0%）などが挙げられました。一方、「健康保険組合」では15.0%と雇用の割合が極めて低い結果となりました。

表1 スポーツ・運動指導者の雇用状況（上段：実数、下段：割合（%））

|                   | 総<br>数       | 健康<br>運動<br>指導士 | 健康<br>運動<br>実践<br>指導者 | 医<br>師     | 保<br>健<br>師 | 看<br>護<br>師 | 理<br>学<br>療<br>法<br>士 | 作<br>業<br>療<br>法<br>士 | 栄<br>養<br>士 | 管<br>理<br>栄<br>養<br>士 | 専<br>門<br>員<br>介<br>護<br>福<br>祉<br>士<br>・<br>介<br>護<br>支<br>援 | 保<br>健<br>体<br>育<br>教<br>員<br>免<br>許<br>所<br>持<br>者 | 目<br>別<br>指<br>導<br>者<br>日<br>本<br>体<br>育<br>協<br>会<br>公<br>認<br>種 | 日<br>本<br>体<br>育<br>協<br>会<br>公<br>認<br>ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>プ<br>ロ<br>グ<br>ラ<br>マ<br>ー | ナ<br>ス<br>レ<br>テ<br>イ<br>テ<br>イ<br>ク<br>ト<br>レ<br>シ<br>ン<br>グ<br>協<br>会<br>公<br>認<br>指<br>導<br>者 | 日<br>本<br>体<br>育<br>協<br>会<br>公<br>認<br>指<br>導<br>者 | 日<br>本<br>体<br>育<br>協<br>会<br>公<br>認<br>指<br>導<br>者<br>A<br>D<br>I<br>・<br>A<br>D<br>D | 日<br>本<br>体<br>育<br>協<br>会<br>公<br>認<br>指<br>導<br>者<br>A<br>D<br>D | 日<br>本<br>体<br>育<br>協<br>会<br>公<br>認<br>指<br>導<br>者<br>A<br>D<br>D | そ<br>の<br>他 |  |
|-------------------|--------------|-----------------|-----------------------|------------|-------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|---|---|--|--|--|---|--|--|--|-------------|--|
| 総 数               | 336<br>100.0 | 298<br>88.7     | 215<br>64.0           | 66<br>19.6 | 72<br>21.4  | 83<br>24.7  | 45<br>13.4            | 26<br>7.7             | 70<br>20.8  | 105<br>31.3           | 38<br>11.3  | 138<br>41.1   | 59<br>17.6   | 57<br>17.0   | 34<br>10.1   | 80<br>23.8  | 77<br>22.9   |  |  |             |  |
| 1. 民間のフィットネスクラブ   | 119<br>100.0 | 111<br>93.3     | 102<br>85.7           | 4<br>3.4   | 7<br>5.9    | 8<br>6.7    | 3<br>2.5              | 2<br>1.7              | 35<br>27.7  | 27<br>22.7            | 6<br>5.0  | 52<br>43.7  | 28<br>23.5   | 26<br>21.8   | 15<br>12.6   | 51<br>42.9  | 21<br>17.6   |  |  |             |  |
| 2. 公共のスポーツ施設      | 28<br>100.0  | 25<br>89.3      | 20<br>71.4            | 2<br>7.1   | 4<br>14.3   | 5<br>17.9   | -                     | 2<br>7.1              | 5<br>17.9   | 9<br>32.1             | -   | 16<br>57.1  | 8<br>28.6  | 8<br>28.6  | 2<br>7.1   | 8<br>28.6   | 10<br>35.7   |  |  |             |  |
| 3. 健康行政機関         | 10<br>100.0  | 9<br>90.0       | 4<br>40.0             | 2<br>20.0  | 8<br>80.0   | 4<br>40.0   | 1<br>10.0             | 1<br>10.0             | 2<br>20.0   | 3<br>30.0             | 2<br>20.0   | 1<br>10.0   | -  | -  | -  | -   | 2<br>20.0  |  |  |             |  |
| 4. 学校・教育機関        | 11<br>100.0  | 10<br>90.9      | 8<br>72.7             | 3<br>27.3  | 1<br>9.1    | 3<br>27.3   | 4<br>36.4             | 2<br>18.2             | 1<br>9.1    | 3<br>27.3             | 3<br>27.3   | 6<br>54.5   | 4<br>36.4  | 2<br>18.2  | 7<br>63.6  | 3<br>27.3   | 4<br>18.2  |  |  |             |  |
| 5. 病院・診療所         | 59<br>100.0  | 53<br>89.8      | 31<br>52.5            | 27<br>45.8 | 19<br>32.2  | 26<br>44.1  | 22<br>37.3            | 11<br>18.6            | 14<br>23.7  | 26<br>44.1            | 8<br>13.6   | 20<br>33.9  | 3<br>5.1   | 7<br>11.9  | 5<br>8.5   | 5<br>8.5  | 36<br>61.0   |  |  |             |  |
| 6. 高齢者介護・保健福祉施設等  | 10<br>100.0  | 9<br>90.0       | 4<br>40.0             | 3<br>30.0  | 3<br>30.0   | 8<br>80.0   | 4<br>40.0             | 6<br>60.0             | 2<br>20.0   | 6<br>60.0             | 8<br>80.0   | 3<br>30.0   | -  | -  | 1<br>10.0  | -   | 5<br>50.0  |  |  |             |  |
| 7. 健康・医療・スポーツ関連団体 | 26<br>100.0  | 26<br>100.0     | 15<br>57.7            | 10<br>38.5 | 8<br>30.8   | 12<br>46.2  | 5<br>19.2             | 1<br>3.8              | 5<br>19.2   | 13<br>50.0            | 5<br>19.2   | 15<br>57.7  | 5<br>19.2  | 4<br>15.4  | 1<br>3.8   | 6<br>23.1   | 11<br>42.3   |  |  |             |  |
| 8. 健康・医療・スポーツ関連企業 | 18<br>100.0  | 15<br>83.3      | 13<br>72.2            | 4<br>22.2  | 1<br>5.6    | 6<br>33.3   | 5<br>27.8             | 1<br>5.6              | 2<br>11.1   | 5<br>27.8             | 1<br>5.6  | 8<br>44.4   | 6<br>33.3  | 6<br>33.3  | -  | 5<br>27.8   | 9<br>50.0  |  |  |             |  |
| 7・8以外的一般・企業・団体    | 11<br>100.0  | 9<br>81.8       | 4<br>36.4             | -          | 3<br>27.3   | 1<br>9.1    | 1<br>9.1              | -                     | 3<br>27.3   | 5<br>45.5             | 2<br>18.2   | 4<br>36.4   | 1<br>9.1   | 2<br>18.2  | -  | 1<br>9.1  | 5<br>45.5  |  |  |             |  |
| 9. 健康保険組合         | 20<br>100.0  | 11<br>55.0      | 3<br>15.0             | 4<br>20.0  | 11<br>55.0  | 4<br>20.0   | -                     | -                     | -           | 3<br>15.0             | -   | 4<br>20.0   | -  | -  | -  | -   | 8<br>40.0  |  |  |             |  |
| 10. 1～9以外         | 24<br>100.0  | 20<br>83.3      | 11<br>45.8            | 7<br>29.2  | 7<br>29.2   | 6<br>25.0   | -                     | -                     | 1<br>4.2    | 5<br>20.8             | 3<br>12.5   | 9<br>37.5   | 4<br>16.7  | 2<br>8.3   | 3<br>12.5  | 1<br>4.2  | 8<br>33.3  |  |  |             |  |

注) スポーツ・運動、もしくは健康・体力づくりに関わる業務を目的として採用している実数（割合）を示す。

## 2 スポーツ・運動指導者を雇用する条件（自由記述から）

「貴組織の業務において、どのような成果（特定保健指導に限らず）を生み出せるスポーツ・運動指導者であれば、採用・業務委託を検討されますか」という内容で尋ねたところ、全回収数に対し、334（51.9%）の組織より回答を得ました（図1）。

業種別の回答をみると、「**民間のフィットネスクラブ**」では、65の回答のうち「顧客、会員数が増える」が24（36.9%）で最も多く、次いで「専門知識を持ち、それに基づいた指導ができる」が13（20.0%）、「ビジネスに貢献できる」が7（10.8%）でした。

「**公共のスポーツ施設**」では、15の回答のうち「顧客（利用者）数が増える」が5（33.3%）、次いで「市民、顧客（利用者）の健康づくりに寄与できる」が4（26.7%）、「目的に応じた運動指導ができる」が3（20.0%）でした。

「**健康行政機関**」では、六つの回答のうち「地域の健康づくりに貢献できる」が3（50.0%）と半数を占め、次いで「指導能力にすぐれている」が2（33.3%）、「特定保健指導で改善が見込める」が1（16.7%）でした。

「**スポーツ行政機関**」からは、二つの回答が得られ、それぞれ「幅広い年齢層に対応できる知識と指導能力がある」、「楽しみながら健康増進ができる」という内容でした。

「**学校・教育機関**」からは、八つの回答が得られましたが、組織でそれぞれ内容が異なっていました。その中で、「学生数が増える」、「指導者としてのみならず教育者として力を発揮できる」、「地域の健康づくりに貢献できる」などが多く回答内容に含まれていました。

「**病院、診療所**」では、57の回答のうち「医学的知識などを持ち、指導にも優れた能力が発揮できる」が26（45.6%）と最も多く、次いで「顧客（患者数）が増える」、「医療関連資格ではないので採用は困難である」がそれぞれ8（14.0%）、「診療報酬が得られる」が3（5.3%）でした。

「**高齢者介護、保健福祉施設等**」では、六つの回答のうち「介護予防のプログラム作成および指導ができる」、「市民の健康・体力づくりに寄与できる」がそれぞれ2（33.3%）、「顧客（利用者）が増える」、「既に指導士を採用している」がそれぞれ1（16.7%）でした。

「**健康・医療・スポーツ関連団体**」では、17の回答のうち「地域の健康づくりに貢献できる」が5（29.4%）、次いで「適切な運動指導ができる」が3（17.6%）、「顧客増加が期待できる」が2（11.8%）でした。

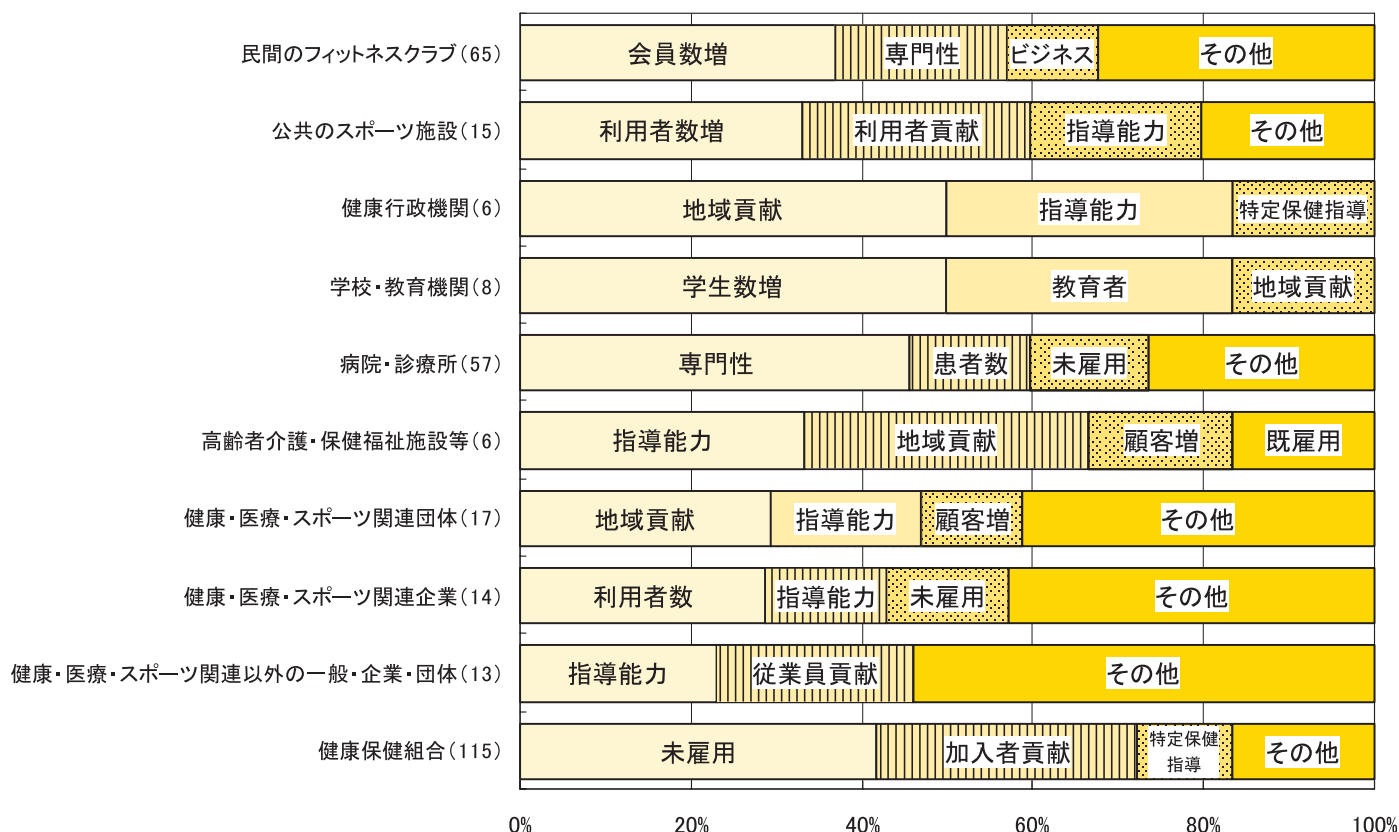
「**健康・医療・スポーツ関連企業**」では、14回答のうち「顧客（利用者）数が増える」が4（28.6%）、次いで「顧客（利用者）に求められる指導者である」が2（14.3%）、「雇用は考えていない」が2（14.3%）でした。

「健康・医療・スポーツ関連以外の一般・企業・団体」では、13の回答のうち「顧客（利用者）に満足してもらえる指導者である」、「従業員の健康づくりに貢献できる」がそれぞれ3（23.0%）でしたが、それ以外の回答では組織で内容が異なっていました。

「健康保険組合」では、115の回答のうち「財政上の問題等により雇用を考えていない」が48（41.7%）と半数近くを占めていました。次いで「加入者（被保険者）の健康づくりに貢献できる」が35（30.4%）、「特定保健指導に貢献できる」が13（11.3%）でした。

なお、上記に該当しない組織からは、16の回答が得られました。その内訳は、「すべての年齢層に対して適切な運動指導ができる」が6（37.5%）、次いで「運動効果が期待できる指導ができる」が3（18.8%）、それ以外の回答では組織で内容が異なっていました。

図1 スポーツ・運動指導者を雇用する条件の業種別内訳



注) 括弧内は回答数

### 3 業種別にみた健康運動指導士・健康運動実践指導者に求める能力

#### (1) 健康運動指導士

職場が、「指導士に対していかなる能力を求めているか」という内容について尋ねた時の回答を示したものが表2です。

全体でみると、「より高い運動指導能力」が37.6%、「運動事業企画能力」が34.9%、さらに「経営・マーケティング能力」が30.9%とほぼ同等の割合を示し、実践のみならずビジネスに関わる業務の遂行能力を求める傾向がみられました。次いで、「より高い医学・生理学知識」が25.5%、「より高い運動プログラム作成能力」が25.2%という割合でした。

これを業種別にみると、「より高い運動指導能力」を求めている職場が最も多く、次に「運動事業企画能力」を求めている職場が多いことが明らかとなりました。

一方で、「病院・診療所」では、理論（知識）や実践（運動指導）を求める割合が他の能力よりも高い結果となりました。また、「健康・医療・スポーツ関連団体」では、企画能力や経営・マーケティング能力といったビジネスに繋がる能力を求めている割合が高い結果となりました。

表2 職場が健康運動指導士に求める能力（上段：実数、下段：割合(%)）

|                   | 総<br>数 | より<br>高い<br>運動<br>指導<br>能力 | より<br>高い<br>運動<br>プロ<br>グラム<br>作成<br>能力 | より<br>高い<br>医学・<br>生理<br>学<br>知識 | 運<br>動<br>事<br>業<br>企<br>画<br>能<br>力 | 健<br>康<br>施<br>策<br>立<br>案<br>能<br>力 | 危<br>機<br>管<br>理<br>能<br>力 | 経<br>営<br>・<br>マ<br>ー<br>ケ<br>テ<br>ィ<br>ン<br>グ<br>能<br>力 | コ<br>ミ<br>ュ<br>ニ<br>ケー<br>シ<br>ョ<br>ン<br>能<br>力 | 無<br>回<br>答 |
|-------------------|--------|----------------------------|---|----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|--|---|-------------|
| 総 数               | 298    | 112                        | 75                                      | 76                               | 104                                  | 41                                   | 40                         | 92   | 55  | 28          |
|                   | 100.0  | 37.6                       | 25.2                                    | 25.5                             | 34.9                                 | 13.8                                 | 13.4                       | 30.9   | 18.5  | 9.4         |
| 1. 民間のフィットネスクラブ   | 111    | 43                         | 28                                      | 21                               | 35                                   | 14                                   | 13                         | 39   | 30  | 12          |
|                   | 100.0  | 38.7                       | 25.2                                    | 18.9                             | 31.5                                 | 12.6                                 | 11.7                       | 35.1   | 27.0  | 10.8        |
| 2. 公共のスポーツ施設      | 25     | 9                          | 7                                       | 6                                | 11                                   | 6                                    | 2                          | 7  | 3   | 1           |
|                   | 100.0  | 36.0                       | 28.0                                    | 24.0                             | 44.0                                 | 24.0                                 | 8.0                        | 28.0   | 12.0  | 4.0         |
| 3. 健康行政機関         | 9      | 3                          | 3                                       | 3                                | 3                                    | 3                                    | 1                          | -  | -   | -           |
|                   | 100.0  | 33.3                       | 33.3                                    | 33.3                             | 33.3                                 | 33.3                                 | 11.1                       | -  | -   | -           |
| 4. 学校・教育機関        | 10     | 5                          | 3                                       | 2                                | 2                                    | 1                                    | 1                          | 3  | -   | 2           |
|                   | 100.0  | 50.0                       | 30.0                                    | 20.0                             | 20.0                                 | 10.0                                 | 10.0                       | 30.0   | -   | 20.0        |
| 5. 病院・診療所         | 53     | 25                         | 16                                      | 24                               | 17                                   | 4                                    | 6                          | 14   | 4   | 6           |
|                   | 100.0  | 47.2                       | 30.2                                    | 45.3                             | 32.1                                 | 7.5                                  | 11.3                       | 26.4   | 7.5   | 11.3        |
| 6. 高齢者介護・保健福祉施設等  | 9      | 1                          | 2                                       | 1                                | 2                                    | 1                                    | 5                          | 2  | 2   | 1           |
|                   | 100.0  | 11.1                       | 22.2                                    | 11.1                             | 22.2                                 | 11.1                                 | 55.6                       | 22.2   | 22.2  | 11.1        |
| 7. 健康・医療・スポーツ関連団体 | 26     | 7                          | 3                                       | 7                                | 10                                   | 6                                    | 5                          | 9  | 4   | 3           |
|                   | 100.0  | 26.9                       | 11.5                                    | 26.9                             | 38.5                                 | 23.1                                 | 19.2                       | 34.6   | 5.4   | 11.5        |
| 8. 健康・医療・スポーツ関連企業 | 15     | 6                          | 2                                       | 1                                | 7                                    | 5                                    | 1                          | 9  | 2   | -           |
|                   | 100.0  | 40.0                       | 13.3                                    | 6.7                              | 46.7                                 | 33.3                                 | 6.7                        | 60.0   | 13.3  | -           |
| 7・8以外の一般・企業・団体    | 9      | 5                          | 5                                       | 2                                | 4                                    | -                                    | -                          | 3  | 3   | -           |
|                   | 100.0  | 55.6                       | 55.6                                    | 22.2                             | 44.4                                 | -                                    | -                          | 33.3   | 33.3  | -           |
| 9. 健康保険組合         | 11     | 3                          | 2                                       | 1                                | 7                                    | 1                                    | -                          | 1  | 2   | 2           |
|                   | 100.0  | 27.3                       | 18.2                                    | 9.1                              | 63.6                                 | 9.1                                  | -                          | 9.1  | 18.2  | 18.2        |
| 10. 1～9以外         | 19     | 5                          | 4                                       | 7                                | 6                                    | -                                    | 5                          | 5  | 5   | 1           |
|                   | 100.0  | 26.3                       | 21.1                                    | 36.8                             | 31.6                                 | -                                    | 26.3                       | 26.3   | 26.3  | 5.3         |



## (2) 健康運動実践指導者

職場が、「実践指導者に対していかなる能力を求めているか」という内容について尋ねた時の回答を示したものが表3です。

全体でみてみると、「より高い運動指導能力」が54.0%と最も高く、次いで「より高い運動プログラム作成能力」が33.0%、「運動事業企画能力」が27.9%、という結果でした。実践指導者については、実践（運動指導）に関わる業務を中心とした能力を求めていることが推察されます。

これを業種別にみてみると、「民間のフィットネスクラブ」、「公共のスポーツ施設」、「学校・教育機関」では、全体と同様、実践能力を求めている割合が高い結果となりましたが、「病院・診療所」や「健康・医療・スポーツ関連団体」では、「運動事業企画能力」を求める割合も高いことが明らかとなりました。

表3 職場が健康運動実践指導者に求める能力（上段：実数、下段：割合(%)）

|                   | 総<br>数       | より<br>高い<br>運動<br>指導<br>能力 | より<br>高い<br>運動<br>プロ<br>グラム<br>作成<br>能力 | 学<br>知<br>識<br>より<br>高い<br>医学・<br>生理 | 運<br>動<br>事<br>業<br>企<br>画<br>能<br>力 | 健<br>康<br>施<br>策<br>立<br>案<br>能<br>力 | 危<br>機<br>管<br>理<br>能<br>力 | 経<br>営・<br>マー<br>ケ<br>ティ<br>ン<br>グ<br>能<br>力 | コ<br>ミュ<br>ニ<br>ケー<br>ショ<br>ン<br>能<br>力 | 無<br>回<br>答 |
|-------------------|--------------|----------------------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|--|---|-------------|
| 総 数               | 215<br>100.0 | 116<br>54.0                | 71<br>33.0                              | 52<br>24.2                           | 60<br>27.9                           | 17<br>7.9                            | 23<br>10.7                 | 29<br>13.5                                   | 47<br>21.9                              | 20<br>9.3   |
| 1. 民間のフィットネスクラブ   | 102<br>100.0 | 52<br>50.0                 | 36<br>35.3                              | 19<br>18.6                           | 28<br>27.5                           | 9<br>8.8                             | 9<br>8.8                   | 16<br>15.7                                   | 30<br>29.4                              | 10<br>9.8   |
| 2. 公共のスポーツ施設      | 20<br>100.0  | 12<br>60.0                 | 8<br>40.0                               | 5<br>25.0                            | 4<br>20.0                            | 3<br>15.0                            | 3<br>15.0                  | 2<br>10.0                                    | 1<br>5.0                                | 1<br>5.0    |
| 3. 健康行政機関         | 4<br>100.0   | 2<br>50.0                  | 2<br>50.0                               | 1<br>25.0                            | 2<br>50.0                            | -                                    | 1<br>25.0                  | -  | -                                       | -           |
| 4. 学校・教育機関        | 8<br>100.0   | 5<br>62.5                  | 3<br>37.5                               | 2<br>25.0                            | 2<br>25.0                            | 1<br>12.5                            | -                          | 1<br>12.5                                    | -                                       | 1<br>12.5   |
| 5. 病院・診療所         | 31<br>100.0  | 18<br>58.1                 | 7<br>22.6                               | 10<br>32.3                           | 11<br>35.5                           | 1<br>3.2                             | 4<br>12.9                  | 1<br>3.2                                     | 7<br>22.6                               | 4<br>12.9   |
| 6. 高齢者介護・保健福祉施設等  | 4<br>100.0   | 2<br>50.0                  | 2<br>50.0                               | 2<br>50.0                            | 2<br>50.0                            | 1<br>25.0                            | 3<br>75.0                  | 1<br>25.0                                    | 1<br>25.0                               | -           |
| 7. 健康・医療・スポーツ関連団体 | 15<br>100.0  | 12<br>80.0                 | 3<br>20.0                               | 3<br>20.0                            | 4<br>26.7                            | 1<br>6.7                             | -                          | 2<br>13.3                                    | 1<br>6.7                                | 2<br>13.3   |
| 8. 健康・医療・スポーツ関連企業 | 13<br>100.0  | 7<br>53.8                  | 4<br>30.8                               | 4<br>30.8                            | 3<br>23.1                            | -                                    | 2<br>15.4                  | 4<br>30.8                                    | 4<br>30.8                               | -           |
| 7・8以外の一般・企業・団体    | 4<br>100.0   | 3<br>75.0                  | 2<br>50.0                               | 2<br>50.0                            | 1<br>25.0                            | -                                    | -                          | 1<br>25.0                                    | -                                       | -           |
| 9. 健康保険組合         | 3<br>100.0   | 1<br>33.3                  | -                                       | 1<br>33.3                            | 2<br>66.7                            | 1<br>33.3                            | -                          | -  | -                                       | -           |
| 10. 1～9以外         | 11<br>100.0  | 3<br>27.3                  | 4<br>36.4                               | 3<br>27.3                            | 1<br>9.1                             | -                                    | 1<br>9.1                   | 1<br>9.1                                     | 3<br>27.3                               | 2<br>18.2   |

#### 4 健康運動指導士・健康運動実践指導者が考える職場別期待されている（欲している）能力

（「健康運動指導士・健康運動実践指導者従事状況調査」2009年より）

##### （1）健康運動指導士

指導士が「職場に対していかなる能力を期待されている（欲している）と考えているか」という内容について尋ねた時の回答を示したものが表4です。

全体でみると、「より高い運動指導能力」が58.1%と最も高く、次いで「より高い医学・生理学知識」が34.1%、「より高い運動プログラム作成能力」が29.7%という結果でした。理論（知識）よりも実践（運動指導）という立場での業務を期待されていると考えられました。また、「コミュニケーション能力」（20.5%）や「運動事業企画能力」（17.9%）といったビジネスに繋がる能力についても期待されていると考えられました。

これを業種別にみても、全体と同様の傾向を示しておりましたが、「病院・診療所」や「健康・医療・スポーツ関連団体」では、理論、実践とも期待されているという結果となりました。

表4 健康運動指導士が職場に期待されている（欲している）能力（上段：実数、下段：割合（%））

（「健康運動指導士・健康運動実践指導者従事状況調査」2009年より）

|                   | 総<br>数        | より<br>高い<br>運動<br>指導<br>能力 | より<br>高い<br>運動<br>プ<br>ロ<br>グ<br>ラ<br>ム<br>作<br>成<br>能<br>力 | より<br>高い<br>医<br>学<br>・<br>生<br>理<br>学<br>知<br>識 | 運<br>動<br>事<br>業<br>企<br>画<br>能<br>力 | 健<br>康<br>施<br>策<br>立<br>案<br>能<br>力 | 危<br>機<br>管<br>理<br>能<br>力 | 経<br>営<br>・<br>マ<br>ー<br>ケ<br>ー<br>テ<br>ィ<br>ン<br>グ<br>能<br>力 | コ<br>ミュ<br>ニ<br>ケー<br>シ<br>ョ<br>ン<br>能<br>力 | そ<br>の<br>他 | 無<br>回<br>答 |
|-------------------|---------------|----------------------------|---|--|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|---|---|-------------|-------------|
| 総<br>数            | 2234<br>100.0 | 1299<br>58.1               | 663<br>29.7   | 761<br>34.1                                      | 399<br>17.9                          | 384<br>17.2                          | 160<br>7.2                 | 197<br>8.8  | 457<br>20.5                                 | 43<br>1.9   | 28<br>1.3   |
| 1. 民間のフィットネスクラブ   | 492<br>100.0  | 304<br>61.8                | 140<br>28.5   | 145<br>29.5                                      | 79<br>16.1                           | 64<br>13.0                           | 29<br>5.9                  | 60<br>12.2  | 124<br>25.2                                 | 9<br>1.8    | 6<br>1.2    |
| 2. 公共のスポーツ施設      | 378<br>100.0  | 245<br>64.8                | 129<br>34.1   | 125<br>33.1                                      | 67<br>17.7                           | 37<br>9.8                            | 21<br>5.6                  | 42<br>11.1  | 72<br>19.0                                  | 3<br>0.8    | 3<br>0.8    |
| 3. 健康行政機関         | 61<br>100.0   | 39<br>63.9                 | 23<br>37.7  | 18<br>29.5                                       | 8<br>13.1                            | 11<br>18.0                           | 2<br>3.3                   | 6<br>9.8  | 9<br>14.8                                   | -           | 1<br>1.6    |
| 4. 学校・教育機関        | 215<br>100.0  | 134<br>62.3                | 63<br>29.3  | 73<br>34.0                                       | 40<br>18.6                           | 30<br>14.0                           | 13<br>6.0                  | 10<br>4.7   | 53<br>24.7                                  | 2<br>0.9    | 3<br>1.4    |
| 5. 病院・診療所         | 534<br>100.0  | 300<br>56.2                | 144<br>27.0   | 226<br>42.3                                      | 71<br>13.3                           | 80<br>15.0                           | 55<br>10.3                 | 44<br>8.2   | 111<br>20.8                                 | 12<br>2.2   | 5<br>0.9    |
| 6. 高齢者介護・保健福祉施設等  | 265<br>100.0  | 166<br>62.6                | 73<br>27.5  | 89<br>33.6                                       | 52<br>19.6                           | 39<br>14.7                           | 20<br>7.5                  | 26<br>9.8   | 55<br>20.8                                  | 5<br>1.9    | 1<br>0.4    |
| 7. 健康・医療・スポーツ関連団体 | 134<br>100.0  | 74<br>55.2                 | 42<br>31.3  | 55<br>41.0                                       | 19<br>14.2                           | 16<br>11.9                           | 13<br>9.7                  | 15<br>11.2  | 29<br>21.6                                  | 2<br>1.5    | 1<br>0.7    |
| 8. 健康・医療・スポーツ関連企業 | 121<br>100.0  | 62<br>51.2                 | 29<br>24.0  | 36<br>29.8                                       | 25<br>20.7                           | 20<br>16.5                           | 9<br>7.4                   | 20<br>16.5  | 30<br>24.8                                  | 4<br>3.3    | 1<br>0.8    |
| 9. 健康保険組合         | 71<br>100.0   | 43<br>60.6                 | 16<br>22.5  | 19<br>26.8                                       | 12<br>16.9                           | 22<br>31.0                           | 1<br>1.4                   | 5<br>7.0  | 18<br>25.4                                  | 5<br>7.0    | -           |
| 10. その他           | 229<br>100.0  | 124<br>54.1                | 56<br>24.5  | 76<br>33.2                                       | 39<br>17.0                           | 40<br>17.5                           | 22<br>9.6                  | 21<br>9.2   | 48<br>21.0                                  | 8<br>3.5    | 6<br>2.6    |

※1～10以外は「非該当」のため含めていません。

## (2) 健康運動実践指導者

実践指導者が「職場に対していかなる能力を期待されている（欲している）と考えているか」という内容について尋ねた時の回答を示したものが表5です。

全体でみてみると、「より高い運動指導能力」が59.8%と最も高く、次いで「より高い医学・生理学知識」が29.7%、「より高い運動プログラム作成能力」が27.8%という結果でした。こちらも指導士と同様、理論よりも実践という立場での業務を期待されていると考えられました。また、「コミュニケーション能力」(25.2%)や「運動事業企画能力」(17.2%)といったビジネスに繋がる能力についても期待されていると考えられました。

これを業種別にみても、全体と同様の傾向を示しておりましたが、指導士と比べると理論よりも実践や人とのコミュニケーション能力の強化などに期待されている傾向が見られました。

表5 健康運動実践指導者が職場に期待されている（欲している）能力（上段：実数、下段：割合(%)）

|                   | 総<br>数        | より<br>高い<br>運動<br>指導<br>能力 | より<br>高い<br>運動<br>プ<br>ロ<br>グ<br>ラ<br>ム<br>作<br>成<br>能<br>力 | より<br>高い<br>医<br>学<br>・<br>生<br>理<br>学<br>知<br>識 | 運<br>動<br>事<br>業<br>企<br>画<br>能<br>力 | 健<br>康<br>施<br>策<br>立<br>案<br>能<br>力 | 危<br>機<br>管<br>理<br>能<br>力 | 経<br>営<br>・<br>マ<br>ー<br>ケ<br>ー<br>テ<br>ィ<br>ン<br>グ<br>能<br>力 | コ<br>ミュ<br>ニ<br>ケ<br>ー<br>シ<br>ョ<br>ン<br>能<br>力 | そ<br>の<br>他 | 無<br>回<br>答 |
|-------------------|---------------|----------------------------|---|--|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|---|---|-------------|-------------|
| 総<br>数            | 1467<br>100.0 | 877<br>59.8                | 408<br>27.8   | 436<br>29.7                                      | 253<br>17.2                          | 240<br>16.4                          | 140<br>9.5                 | 104<br>7.1  | 369<br>25.2                                     | 16<br>1.1   | 27<br>1.8   |
| 1. 民間のフィットネスクラブ   | 383<br>100.0  | 242<br>63.2                | 101<br>26.4   | 120<br>31.3                                      | 46<br>12.0                           | 51<br>13.3                           | 34<br>8.9                  | 30<br>7.8   | 119<br>31.1                                     | 2<br>0.5    | 5<br>1.3    |
| 2. 公共のスポーツ施設      | 242<br>100.0  | 153<br>63.2                | 77<br>31.8  | 71<br>29.3                                       | 38<br>15.7                           | 25<br>10.3                           | 20<br>8.3                  | 22<br>9.1   | 58<br>24.0                                      | 1<br>0.4    | 6<br>2.5    |
| 3. 健康行政機関         | 42<br>100.0   | 22<br>52.4                 | 11<br>26.2  | 18<br>42.9                                       | 8<br>19.0                            | 4<br>9.5                             | 2<br>4.8                   | 4<br>9.5  | 12<br>28.6                                      | -<br>-      | 1<br>2.4    |
| 4. 学校・教育機関        | 127<br>100.0  | 63<br>49.6                 | 30<br>23.6  | 41<br>32.3                                       | 20<br>15.7                           | 18<br>14.2                           | 22<br>17.3                 | 14<br>11.0  | 39<br>30.7                                      | 1<br>0.8    | 2<br>1.6    |
| 5. 病院・診療所         | 222<br>100.0  | 119<br>53.6                | 59<br>26.6  | 99<br>44.6                                       | 37<br>16.7                           | 26<br>11.7                           | 26<br>11.7                 | 12<br>5.4   | 56<br>25.2                                      | 5<br>2.3    | 1<br>0.5    |
| 6. 高齢者介護・保健福祉施設等  | 160<br>100.0  | 95<br>59.4                 | 45<br>28.1  | 56<br>35.0                                       | 22<br>13.8                           | 25<br>15.6                           | 14<br>8.8                  | 9<br>5.6  | 42<br>26.3                                      | 1<br>0.6    | 4<br>2.5    |
| 7. 健康・医療・スポーツ関連団体 | 61<br>100.0   | 37<br>60.7                 | 17<br>27.9  | 18<br>29.5                                       | 7<br>11.5                            | 10<br>16.4                           | 8<br>13.1                  | 5<br>8.2  | 14<br>23.0                                      | 1<br>1.6    | 1<br>1.6    |
| 8. 健康・医療・スポーツ関連企業 | 56<br>100.0   | 35<br>62.5                 | 17<br>30.4  | 14<br>25.0                                       | 8<br>14.3                            | 10<br>17.9                           | 9<br>16.1                  | 8<br>14.3   | 10<br>17.9                                      | 1<br>1.8    | -<br>-      |
| 9. 健康保険組合         | 12<br>100.0   | 5<br>41.7                  | -<br>-  | 6<br>50.0  | 5<br>41.7                            | 3<br>25.0                            | -<br>-                     | -<br>-  | 2<br>16.7                                       | -<br>-      | -<br>-      |
| 10. その他           | 141<br>100.0  | 83<br>58.9                 | 37<br>26.2  | 45<br>31.9                                       | 15<br>10.6                           | 15<br>10.6                           | 20<br>14.2                 | 14<br>9.9   | 46<br>32.6                                      | 2<br>1.4    | 2<br>1.4    |

※1～10以外は「非該当」のため含めていません。

## 5 「スポーツ・運動指導者の雇用や社会的意義」に関する意見（自由記述から）

※いただいたご意見は、集約させていただきます。

### ◎ 「民間のフィットネスクラブ」より（34件）

- ◇ 指導士、実践指導者とも国家資格としての認定を望む。
- ◇ 社会的地位の向上を図るよう国を挙げて取り組む必要がある。
- ◇ 特定保健指導に多く関わりが持てるような資格として位置づけるべきである。

### ◎ 「公共のスポーツ施設」より（9件）

- ◇ 指導士および実践指導者の社会的地位向上が図られることを期待する。
- ◇ 高齢者のQOLと高齢者自身の活力を向上させられるような支援ができるとうよい。
- ◇ 体育施設の人員について、専門知識を有する有資格者を配置することは必要不可欠だと考える。

### ◎ 「健康行政機関」より（4件）

- ◇ 楽しく、気軽に運動に取り組めるプログラム作りと、実技指導を受けられる講師を養成してほしい。
- ◇ 指導士の資格を、国家資格に準じる資格として知名度を上げることが必要。
- ◇ 保健師または看護師と同程度の業務が行えるよう広く普及していけるとよい。

### ◎ 「学校・教育機関」より（3件）

- ◇ 資格を取得したあとの活動現場が増えると資格の有用性も更新率も高くなるのではないかと考える。
- ◇ 保育所等の体育教員資格として認定して欲しい（指導士、実践指導者）。
- ◇ 運動指導者として雇用されず、趣味の延長としか理解されていない状況である。

### ◎ 「病院・診療所」より（21件）

- ◇ 指導士をさまざまな施設に常駐させ、全て認定施設にするなど法的しばりを強くさせる必要があると思う。
- ◇ 医療機関の中でのポジションを明確にする必要がある。
- ◇ 他の専門職（医師、看護師、検査技師、栄養士、理学療法士）といかにチームワークを組んでいくかがポイントとなる。

### ◎ 「高齢者介護・保健福祉施設等」より（3件）

- ◇ 病気にさせない、介護にさせないために、予防の推進を積極的に行い、国家の医療費削減に貢献することが最も大切。
- ◇ もっと専門性を高める必要がある。医師、理学療法士、看護師などの専門職としっかりカンファレンスができるようにしていかなければならない。
- ◇ 医師、看護師、指導士、実践指導者等のスタッフで、健康増進施設として経営。利用者が会費を納入して健康・体力づくりに取り組んでいる状況であり、これに国や地方自治体からの補助金が出れば、さらに利用者も多くなり、指導者の雇用につながるのではないかと考える。

◎ 「健康・医療・スポーツ関連団体」より（9件）

- ◇ 少なくとも指導士は国家資格にしないと、社会的に認められない。
- ◇ 健康指導を行う場合には経験だけでなく、実践経験および専門的な知識を有し、公的な資格が必要と考える。
- ◇ 健康づくり、介護予防の重要な要素となっている「運動、体力」に関して社会をリードするより高い知識と企画力等の能力向上が必要である。

◎ 「健康・医療・スポーツ関連企業」より（7件）

- ◇ 資格を有していることで満足している人が多いため、より一層のスキルアップ（知識アップではなく）を望む。また反面、各資格を有することで企業側と資格保持者のメリットが出せる仕組みがあると良い。
- ◇ コミュニケーション能力、姿勢、これがないと何も始まらない。資格がある以上、知識技術は当たり前で、仕事以前の問題をクリアして、資格は活かされる。
- ◇ 指導士の資格を、国や市町村から運動指導の仕事を行うときには必須になるように重要性を上げてほしい。できることなら国家資格等にしてほしい。

◎ 「その他の一般・企業・団体」より（4件）

- ◇ 介護保険の適用という観点からみても、指導士の資格が対応できていることを望む。介護予防などの目的においても、資格が活かされていないことはおかしい。
- ◇ 現在は主に産業保健指導や特定保健指導、情報発信等を通じて運動の啓発に取り組んでいる。健保との連携で事業場ごとに運動指導を推進しているケースはあるが、指導者の常時雇用は現在考えていない。
- ◇ 個人的には必要だと思うが、企業としては余力がない。

◎ 「健康保険組合」より（57件）

- ◇ 特定保健指導に関わる人材として育成をしてもらうことを望む。また、保健師や看護師といった資格保有者と同等の地位が獲得できるよう対策を講じる必要がある。
- ◇ 運動指導だけでなく、医学・生理学知識が活用できるような場（業務）を見出すことが大事である。
- ◇ 栄養が重視されており、運動は二の次という印象が強い。運動も栄養と同等の必要性があることが認識されれば、雇用は十分考えられる。

◎ 「その他」より（7件）

- ◇ ライセンスも重要だが、車の免許同様その後のレベルアップをする努力が肝心である。（健康・体力づくり事業財団に対して）企業民間にたよるのではなく、彼らの雇用を確保すべく施設を充実させ、能力を結集するような場を作ってはどうか、それがひいては国民全体の健康体力増強をくまなく進めていける源になるのではないか。
- ◇ 国民の健康に関わる業務により深く携われるようなシステムを作ってほしい。また、指導者としての資質が低い者が多いので、教育をしっかりとってもらいたい。
- ◇ 医療界で働ける指導士を養成していただきたい。分野ごと（医療、予防、健康など）に精通した専門性を持つ資格にするため認定や専門などの区分け、レベル分けをしてほしい。

【スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査研究メンバー】（敬称略・50音順／委員長〇）

委員

- 曹 振波 早稲田大学スポーツ科学学術院グローバルCOE次席研究員  
高崎 尚樹 （株）ルネサンスヘルスケア事業本部長  
〇田畑 泉 （独）国立健康・栄養研究所健康増進プログラムリーダー  
増田 和茂 （財）健康・体力づくり事業財団常務理事

ワーキングメンバー

- 飯塚 裕三 （財）健康・体力づくり事業財団調査情報部長  
永岡 裕昭 （財）健康・体力づくり事業財団指導者養成部長  
石井 荘一 （財）健康・体力づくり事業財団指導者養成部調査役  
柳川 尚子 （財）健康・体力づくり事業財団調査情報部調査役  
中村 容一 （財）健康・体力づくり事業財団調査情報部研究員

皆様より頂戴いたしましたご意見は、（財）健康・体力づくり事業財団の報告書「スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査」に掲載しておりますので、そちらもご参照いただきたく存じます。本調査にご協力いただき誠に有難うございました。

# 健康・体力づくり事業財団ホームページに 報告書を掲載しています。

充実の  
コンテンツ

## 健康・体力アップ コーナー

健康チェックや体力づくりのプログラムで楽しく健康・体力アップ！

## 健康運動指導士 健康運動実践指導者 コーナー

資格のとり方、有資格者への情報をお伝えしています。

## 健康・体力づくり と運動に関する データベース

運動に関するエビデンスレベルの高い論文概要をまとめて、データベースにしました。

ここにも本報告を  
掲載しています。

健康運動指導者の一言  
毎週一人ずつ健康運動指導者を紹介。エリア別に検索できます。

Ecoラリー  
歩いた距離を競って楽しむEco Rally

ホームページアドレス

<http://www.health-net.or.jp/>



財団法人  
健康・体力づくり事業財団  
JAPAN HEALTH PROMOTION & FITNESS FOUNDATION

〒105-0021 東京都港区東新橋2-6-10 大東京ビル7階  
TEL.03-6430-9111(代) FAX.03-6430-9211(代)

この調査研究は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施しています  
「スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査」（概要版）  
平成 22 年 3 月発行